

地域連携推進会議の 実施方法および留意点

令和 7 年 2 月作成

練馬区障害者施策推進課地域生活支援係
練馬区障害者サービス調整担当課事業者支援係

目次

- 1 報酬改定により定められた内容
- 2 地域連携推進会議とは
- 3 会議の議題について
- 4 会議開催の流れ
- 5 地域連携推進会議と第三者評価受審
- 6 留意点

1 報酬改定により定められた内容

令和6年度報酬改定により、地域連携推進会議（または第三者評価）を実施することで地域関係者を含む外部の目を入れることが義務付けられました。以下、具体的な3項目です。

(1)

利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(2)

会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

(3)

の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

2 (1)地域連携推進会議とは

会議の開催により外部の方に事業所を見ていただく機会になり、サービスの質が担保され、地域連携が深まることも期待されます。

【会議の目的】

- 会議および事業所訪問により
- ・ 利用者と地域との関係づくり
 - ・ 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
 - ・ 施設等やサービスの透明性・質の確保
 - ・ 利用者の権利擁護

【会議の構成員】

- ・ 利用者
 - ・ 利用者家族
 - ・ 地域関係者
- (詳細は次スライドを参照。)
- ・ 福祉や経営に知見のある人
他の障害福祉サービス事業者、介護または児童福祉サービス事業者、学識経験者等
 - ・ 施設所在地の市町村担当者

2 (2)地域連携推進会議出席者の 「地域関係者」について

地域関係者とは、

自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方等です。

日常的な付き合いのある、施設の近隣の方でも構いません。

民生委員や町会の方の参画を希望する場合で、連絡先の不明な場合は、
区（障害者施策推進課 地域生活支援係）へお問い合わせください。

3 会議の議題について

会議構成員と施設等職員が意見交換を行うことで、より良いサービス提供に繋がるような議題が望ましいです。

（具体例）

1．施設等・地域の連携

障害についてレクチャー、近隣からの苦情等の共有、
地域行事の案内

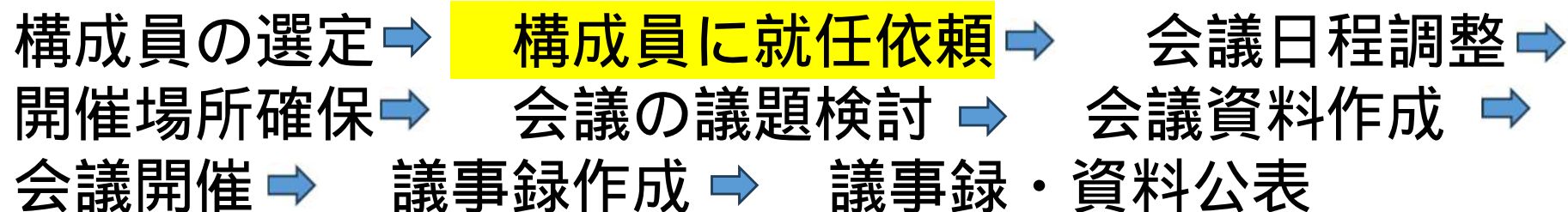
2．施設等やサービスの透明性・質の確保

利用者の日常生活の様子について、経営状況の報告、
BCP（業務継続計画）の策定状況について

3．利用者の権利擁護

虐待、事故、ヒヤリハットの報告、支援者の様子、
利用者の意向アンケート結果

4 会議開催の流れ



- ・ 開催日程の調整について
参加者全員に周知をする前に、区に事前連絡いただきますようお願いいたします。会議当日は職員が2名参加する予定です。
原則的な対応時間は以下のとおりいたします。
平日 8：30～18：00
記載時間以外については、別途ご相談ください。

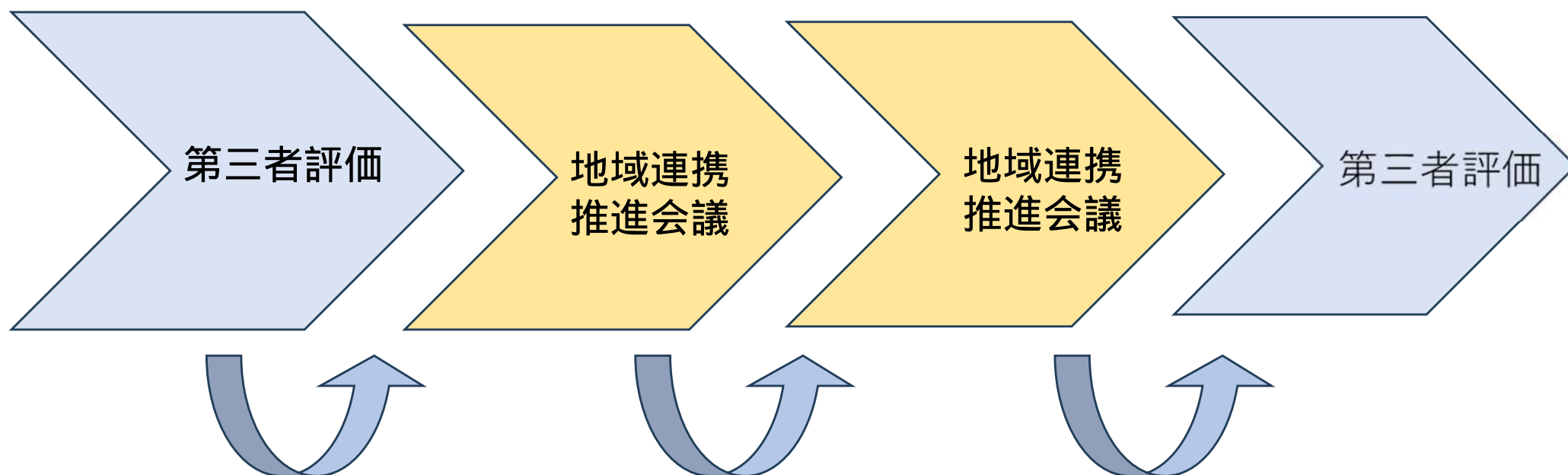
【連絡先】 練馬区障害者施策推進課地域生活支援係

電話番号 03-5984-1043

メール SHOGAISISAKU09@city.nerima.tokyo.jp

毎年、3月頃に会議の開催日程について事前調査を行います。暫定の予定で構いませんのでご回答ください。

5 地域連携推進会議と第三者評価 受審のサイクル



3年に一度受審する第三者評価の結果を踏まえ、各事業者はサービスの向上に取り組むことが期待されます。

地域連携推進会議では会議出席者からフィードバックを受けながら改善を行い、次回の第三者評価を受審することが望ましいです。

6 留意点

- ・ 第三者評価の受審をもって、会議の開催に代えることができます。

- ・ 会議開催にあたり、個人情報の取扱いに留意ください。具体的には、利用者や利用者家族への会議開催に関する意向確認、会議構成員との秘密保持に関する取り決め（厚生労働省マニュアルに「参加承諾書のフォーマットがあります。」）等が想定されます。

- ・ 事業者支援と利用者サービスの向上を図り、区職員による施設訪問（3年に1回程度）を別途検討中です。訪問時期等については改めて通知します。